

八王子市歴史遺産活用検討会開催要綱

(開催目的)

第1条 八王子市内に所在する文化財を総合的に保存・活用するあり方を示す八王子市歴史文化基本構想の策定及び文化財等の歴史遺産の具体的な活用策の検討にあたり、様々な分野の専門家や業界関係者から幅広く意見を聴取するとともに、連携、協力のための情報共有を図ることを目的として、八王子市歴史遺産活用検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 検討会において参加者に意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市教育委員会が策定する八王子市歴史文化基本構想に関すること
- (2) 文化財等の歴史遺産の具体的な活用策に関すること

(参加者)

第3条 検討会の参加者は、教育委員会が別に定める。

2 参加者の数は、16名以内とする。

(開催期間)

第4条 検討会を開催する期間は、平成30年7月1日から平成32年5月31日までとする。

(謝礼)

第5条 参加者の謝礼は、会議の開催1回につき5,000円とする。

(会議)

第6条 検討会は、生涯学習スポーツ部歴史文化構想担当課長が招集する。

- 2 検討会には、必要に応じて座長を置くことができる。
- 3 検討会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 4 前項のオブザーバーは、事務局の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、生涯学習スポーツ部文化財課に置き、検討会の庶務を処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月14日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。